

## 淡路市管理不全空家等・特定空家等判定基準について

### 1 判定基準

管理不全空家等又は特定空家等の候補となる空家等をするに当たり、空家等の状態を「建物の不良度」と「生活環境への影響度」の2つの指標により評価する。

「建物の不良度」については、建築物の保安上の危険性及び周辺への影響度に係る判定基準を基に、「生活環境への影響度」については、衛生・景観・その他生活環境上保全に係る判定基準を基に、それぞれ一定の基準に該当するものを「管理不全空家等候補」又は「特定空家等候補」として評価する。

なお、それぞれの判定基準については、ガイドラインによる詳細区分を参考とする。

### 2 管理不全空家等及び特定空家等として判定するための空家等に対する視点

建物の不良度判定	生活環境への影響度判定	判定
1 建築物の保安上危険となるおそれのある状態か。 2 周辺への影響があり、危険性が切迫している状態か。	3 衛生上有害となるおそれのある状態か。 4 著しく景観を損なっている状態か。 5 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態か。 6 周辺への影響があり、危険性が切迫している状態か。	1及び2又は3から6までの項目を総合的に判定

### 3 管理不全空家等及び特定空家等対応フロー図

